

測量等業務に係る最低制限価格制度

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の5.0</u> を乗じて得た額	—
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5.0</u> を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6.0を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8.0を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5.0</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9.0を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5.0</u> を乗じて得た額

※ 最低制限価格は、契約ごとに10分の6.0から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6.0から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては、契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内とする。

適用日：令和6年6月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものについて適用